浜田市協働のまちづくり推進計画に対する 総合振興計画審議会からの意見と浜田市の考え方(案)

No.	ご意見の概要	浜田市の考え方
	推進計画で言われている「市民」という	(地域活動支援課)
	定義が、市内に住むすべての人を対象に	「市民」は、市内に住む人、働く人、
	しながらも、実際のところ公民館活動や	通学する人など、市に関係する全ての人
	地域活動に関係のある人たちだけで完結	を対象にしております。町内会等、地区
	している印象があり、一般ピープルとし	まちづくり推進委員会、NPO 等に限定さ
1	てはとても敷居が高く感じています。活	れたものでないことを、今後しっかりと
	動団体が町内会や自治会、一部の NPO と	情報発信・各種研修会等で説明してまい
	されているのも狭いのでは?活動団体の	ります。
	対象範囲をもっと広められてはいかがで	
	しょうか?その方が計画の浸透にもつな	
	がるのではないでしょうか?	
	推進計画案の23ページ「3 情報発信、	(地域活動支援課)
	共有の推進」の市民への周知方法はもっ	「①情報発信機能及び体制の強化」の
	と具体的に表記すべきと思います。	欄にありますように、広報紙、浜田市ホ
2		ームページへの掲載、マスコミへの情報
		提供、ケーブルテレビの活用、ポスター
		掲示、チラシ配布等を行ってまいりま
		す。
	「4 若い世代が参加しやすい機会づく	(地域活動支援課)
	り」とありますが、先の話に戻りますが、	若い世代を始めとする町内会未加入
	若年層がそもそも町内会に入っているの	者には、町内会と協力してその加入促進
	か?も疑問です。若年層で言えば、総合振	に努めてまいります。
3	興計画では若年層の定住や移住促進も大	また、ご指摘のとおり、「4 若い世代
	きなテーマになっているのに、まちづく	が参加しやすい機会づくり」のリード文
	り推進計画でよそから来られた移住者や	の「若い世代」の次に「(U I ターン者を
	定住者に向けた表記がないのは整合性が	含む。)」を追加します。
	取れないのではと思います。	
	子どもが自分のまちに対して意見を言	(まちづくり社会教育課)
	える場があり、その課題を地域と協働し	ご指摘は、浜田市の未来を担う子ども
	解決できる取り組みがあると良い。	がまちづくりの主役となる非常に素晴
4	高知市には全国的にも珍しい「子ども	らしい取組であると思います。現在、弥
	ファンド」があることを知った。子ども有	栄地域におきましては、「子どもまちづ
	志が地域課題を見つけ、自発的に取り組	くり委員会」という取組で、子どもが主
	む事業。子どもが自分の地域を考え、大人	役のまちづくりを推進しております。各

と協働できる経験は、まちづくりに重要 ではないかと感じた。

まちづくりセンターを拠点にそうした 取組が広がるよう、情報発信や共有に努 めてまいります。

まちづくり推進委員会の運営に当たっ 活動に携わるためには仕事を休むことと 思います。

て課題となっているものに「若い世代の 育成」とありましたが、若い世代をこの活 動に巻き込むためには、まずは事業所、事 業者の理解を得ることが重要だと思いま す。 若い世代 (おそらく 20 歳代から 40 歳 代?)は仕事と子育てが最優先で、平日に なり、事業者に協働のまちづくりで従業 員が休むことに理解がなければ、何も進 みません。若い世代が参加するためには、 事業者へ行政による働きかけが大事だと

また、研修会や集会を開催したい、人材 育成をしたい、と計画案に多々あります が、若い世代が積極的に参加できるよう な内容(日程や時間調整)となることも必 要です。そのような社会となるように、仕 組みや箱を作ることも重要ですが、意識 高揚が進むような取り組みを考えていた だきたいです。

P8協働のイメージ図について、ここに 地域協議会が入るのが理解できなかっ た。P10の五者(市民・事業者・まちづく り活動団体・高等教育機関・行政)による 五角形になるのであれば意味があると思

P21「5 協働のまちづくりの展開」

基本方針と取り組みの方向性(内容)に ついて、もう少しわかりやすくなればい いと思います。どれも需要なのはわかり ますが、後述の説明でも内容が伴わない ものがあるので、何が最優先課題で、何か ら取り組むべきか、順番も必要だと思う。 基本方針が縦軸なので、横軸にして同時 に展開する図の方がいいと思います。縦

7

(地域活動支援課)

若い世代が地域活動をしやすいよう に事業者への働きかけに努めてまいり ます。

また、市が開催する集会、研修会等に ついては、若い人を始め、多くの人が参 加しやすい日程・時間となるよう配慮 し、協働に対する意識醸成を図る取組を 進めてまいります。

(地域活動支援課)

地域協議会は、市長の附属機関とし て、一体的なまちづくりの推進の協議を 行うことから、協働のイメージ図に入れ ています。市民、事業者及びまちづくり 活動団体は「市民等」としております。

(地域活動支援課)

基本方針と取組の方向性の具体的内 容は、P22~P32 に掲載しております。

いずれも重要な取組で同時に展開す ることとしており、この図は、浜田市総 合振興計画後期基本計画 P20「まちづく りの展開」と同じ構成としております。

	軸だと、この順番で進む、と思われるの	
	で。 P22「1 理念の共有」②出前講座の開催	(地域活動支援課)
8	市民等が研修会等を開催する「場合は」	「場合は」としているのは、市民等か
	とあるが、要請がないと進まないのであ	らの要望により出前講座等での説明を
	れば意味がないので、市民任せにするの	想定して表記しておりましたが、働きか
	ではなく、行政が率先して研修会を開催	けを行う必要もあるため、次のとおり修
	するなどの文言にして欲しい。	正します。
		「市民等が出前講座等を開催する場
		合は、市から講師を派遣し、条例や協働
		のまちづくり等、市の施策や制度等につ
		いて分かりやすく説明します。併せて、
		市民等に対し、出前講座等の開催の働き
		かけを行います。」
	P22「2 人材の育成支援」①人材育成研	(地域活動支援課)
	修会の開催	地域活動等のリーダー育成研修や市
	人材育成研修会の内容を詳しく教えて	内外の先進事例の学習会(視察)等を検
9	いただきたい。決まっていないのであれ	討しております。
	ば、どのようなことをしたい…などでも	(まちづくり社会教育課)
	構いません。	まちづくりセンターの人材育成とし
		ては、職員の計画的な社会教育士の取得
		を進めております。
	P23 ②まちづくり市民集会の開催	(地域活動支援課)
	この取り組みは人材育成とは関係がな	まちづくり市民集会とは、学習会や
	いように思う。	「まちづくりフォーラム」等を指してお
		り、市内外の先進事例等を学習すること
10		で、協働に対する意識の醸成を図り、1人
		でも多く地域活動等に参加しよう、した
		いと思う人が増えることを目的に実施
		するものであり、人材育成につながるも
		のと考えております。
	P23「3 情報発信、共有の推進」②協働	(地域活動支援課)
	事例集の作成	ご指摘のとおり、「市民等と市が協働
11	作成した後のことまで目的を含めて言	で実施した事業を取りまとめ、「協働事
	及してほしい。	例集」を作成し、様々な媒体や機会を活
		用して市民等への周知を図ります。」と
		修正します。
12	P23「4 若い世代が参加しやすい機会づ	(地域活動支援課)
	< b _	この計画では明確に定義しておりま

「若い世代」とはおそらく 20 歳代から せんが、いわゆる現役世代を想定してお 40 歳代のことと思うが、若い世代の定義 ります。なお、浜田市総合振興計画にお を教えていただきたい。 いては、20歳から39歳までを若者と定 義しております。 P23「4 若い世代が参加しやすい機会 (学校教育課) づくり」①まちづくりセンターを拠点と 学校教育としてのふるさと郷育の取 した協働事業 組もありますが、ご指摘の内容は、まち づくりセンターを中心に行う社会教育 この内容は学校教育の取り組み(ふる さと郷育) であると思うが、それ以外で取 の取組である「はまだっ子共育推進事 り組めるものも考えていただきたい。 業」になります。また、高校生や大学生 また、社会教育の手法を活かすのであ も含めた事業の推進については、HAMADA れば、親子関係だけではなく、高校生や大 教育魅力化コンソーシアムにおいて、高 13 学生も含めた事業の推進を考えていただ 校生と地域住民等による協働のまちづ くりを目指した仕組みとして「地域協働 きたい。 活動マッチングシステム」を運用し、地 域団体が主催するイベント等に高校生 が参加できる取組を行っています。こう した取組を継続すると同時に、より効果 的な手法についても引き続き検討して まいります。 P29「3 まちづくりセンター機能の充 (まちづくり社会教育課) 実・強化…」 協働のまちづくりを推進するために、 市民の理解や周知、地域の人材育成も まちづくりセンター職員及びまちづく 必要ですが、まちセンの強化や職員研修、 りコーディネーターへ研修等を実施し、 コーディネーターの育成が最重要課題だ 人材育成に努めてまいります。また、地 と思います。コーディネーターは地域の 域の課題や声をまちづくりセンターが 14 ために何をするべきか、地域はコーディ より一層把握し、まちづくりコーディネ ネーターに何を望んだらいいのか、意思 ーターと連携した支援ができるよう、取 疎通を図ることも重要なので。 り組んでまいります。 コーディネーターが欠員となった場合 の補充など、「その人在りき」とならない 仕組み作りも必要だと思います。 P30 基本方針IV:協働の仕組みづくり (地域活動支援課) 「1 協働推進体制の整備」 協働推進員については、庁内の協働を 市職員を協働推進員とあるが、誰がど 進めるために市長が職員から任命しま 15 の立場で指定(任命)するのか。拒否する す。任命された職員は業務として取り組 みます。 ことはできるのか。 P31「2 市民参画機会の確保」①地域協 (地域活動支援課) 16 議会との連携 「地域の課題や問題を取り上げ、より良 ここの説明について、主語があいまいなのでよくわからない。誰が審議するのか、もっと明確にして欲しい。

いまちづくりを推進するため、市長の附属機関として設置した地域協議会と連携し、市の重要施策や一体的なまちづくりについて協議します。」と修正します。

活動団体の問題点のなかで、役員のなり手不足や世代交代が進まないことが挙 げられています。

そして、多くの市民の参画を促すための情報発信や、若い世代が参加しやすい機会づくりとしてまちづくりセンターを拠点とした協働事業や社会教育等の手法を活かした人材育成が掲げられています。

これまで自分が関わってきた活動で、 何故他の人(同世代や若い世代も)は参加 しないのかと考えたとき、まず第1にそ の活動に興味がない、関心がない (知らな い)という原因があると思います。そして 次に考えたのが、そういった関わり方一 直接集まって話し合う、何か創造するな ど一が苦手であったり、あまり経験がな いため関わらないのではないか、という ことです。特に若い世代では、直接会った ことはなくても SNS で連がっている友達 もあたりまえ(自分的にはちょっと理解 しづらい)であったり、コミュニケーショ ンの取り方も変化してきています。そう いった変化を少しずつ取り入れていけな い団体は世代交代で苦しんでいると思わ れます。

そういった意味で、今回のまちづくり 計画を見ると、あまり変化を取り入れて いないようで、新しい人の参加が難しそ うな印象でした。

協働のまちづくりの推進にあたり、市 民全体が意識と理解が得られる取り組み が必要と思われます。

長い時間をかけて推進条例ができた事 ですので、まちづくりセンターの機能を (地域活動支援課)

計画を策定する上で実施した市民意 識調査において、「町内会等に加入して いない理由」は、「きっかけがない」とい う回答が最も多かったことから、町内会 等への加入や地域活動等の参加促進は、 まずは「きっかけづくり」が重要である と考えております。市内には若い世代が 積極的に地域活動に参加するまちづく り活動団体があることから、このような 先進事例を参考にして、活動の担い手育 成、世代間交流等につながる「きっかけ づくり」を検討してまいります。

(地域活動支援課)

協働のまちづくりの意識づくりが図られる取組を進めるとともに、定期的に 意識調査を行い、その進捗状況を把握し てまいります。

17

18

強化する事も大切と思います。

(まちづくり社会教育課)

まちづくりセンター職員に対し、本計画の理解を深めるための研修を実施しております。併せて、まちづくりセンター職員の計画的な社会教育士の取得を進め、社会教育を基盤とした協働のまちづくりを推進することで、まちづくりセンターの機能強化を図ってまいります。

中間報告に添付されていなかった「ア ンケート結果の報告書」の提出を求める べきと考えます。

〈理由〉

アンケート結果は計画本文の根拠となるものであり、また市民等と共有されなければならない情報であることから、計画書資料として付随すべきものと考える。(条例第6条第1項及び同条第2項、並びに条例第16条第1項関係)

◇市民意識調査

○市民アンケート (このクロス集計の み中間報告で添付)

〈以下欠落〉

- ○調査概要
- ○市民アンケート(全体集計)
- ○団体アンケート
 - ・地区まちづくり推進委員会
 - · 町内会、自治会
 - · NPO 法人(特定非営利活動法人
 - 事業者
 - 高等教育機関
- ◇職員意識調査
 - ○職員アンケート
 - ・正規職員
 - まちづくりセンター職員

(地域活動支援課)

計画を策定する上で実施した市民等 及び職員意識調査の結果は、全て当該計 画の資料編に掲載します。

正規職員が地域活動に 8 割もの職員が参加していることをもっと評価してもいいと思った。さらに、2 割もの職員が役員として参加していることをアピールしてもいいと感じた。

(地域活動支援課)

協働のまちづくり推進条例では、第7条第2項に「職員は協働のまちづくりを 理解し、自らも地域社会の一員として、 積極的にまちづくりに参加するよう努

20

19

	めるものとする。」と規定しており、今後
	も調査結果が向上するように職員の意
	識啓発を行ってまいります。